

認定基準

1. 受講資格の評価

- a. 健康診断書：国際的に認められたダイビング指導団体において、近年通常使用されている健康診断書で十分用は足りるので、そういったものを使用する。
- b. 医師の診断：受講生は医師による診断を受け、資格を持つ医師による医学的な承認を得なければならない。その根拠は、1987-88年度版、XI保険の責任保険証書、6ページ、第4項にあり、「もし受講生の既往歴もしくは現在の症状が、ダイビング活動への安全な参加に対して何らかでも否定的な状況が指摘されるならば、その受講生はそれ以上の水中でのトレーニングを受ける以前に、資格ある医師による医学的診断に基づいた医学的な承認を得なければならない」とある。肉体的な障害は「安全なダイビングに対して否定的な条件である」として解釈されがちである。
- c. 法的側面、棄権証書と免責同意書：親権者もしくは保護者からの棄権証書と免責同意書をとること。書類は現在一般に使用されているもので構わない。
- d. 身体障害に関する自己申告書：これは受講生が必要としている事をインストラクターが理解するのに役立ち、常に受講生との開かれたコミュニケーションを確立するのに有効である。
- e. 責任保険：インストラクター責任保険は、講習中のインストラクターの過失責任を保障するものである。保険証書には認定基準や認定に関しては明文化されていない。
 - 1) この保険証書に明記されている指導団体の多くは、障害者ダイバーのトレーニングを謳っており、実際に認定もしている。
 - 2) 我々の基準には他団体と異なる部分があるが、あくまでも彼等の基準に基づいているものであり、NAUIとPADIによって評価とチェックを受け、承認されているし、NASDSとSSIには求めに応じて我々の基準を提供し、彼等はこれを採用し、何らの反論も受けていない。
 - 3) 基準は安全なダイバーを育てるためにある。我々の基準にあるそれらの相違点とは、単に安全なダイバーを育てるだけでなく、その目的のために要求されたものであることは明らかである。
 - 4) インストラクター責任保険にはHSAの名で追加保証を受けなければならない。

2. コンファインドウォーターでの泳力評価

これは実技認定基準の要求するものではなく、認定に必要なものでもない。あくまでも評価である。この評価によって、受講生の水中での落ち着きの度合と、水中での能力を明らかにすることができる。

- a. 200m水泳は水泳能力、ストレスに対する忍耐力と反応を見ることができる。
- b. 10分間のサバイバルスイミングは水中で余分な力を抜く能力を見ることができる。
- c. 15mあるいは30秒の平行潜水はどの程度水に慣れているかを判断できる。

3. H S A 実技認定基準、何が重要か、その根拠は？

以下の各例は、同様のスキルに関する N A U I の基準と H S A の基準の比較である。

a. エントリーとエギジット

NAUI SKILL PERFORMANCE OBJECTIVE. (7 .C.2, Page2.19 effective date Jan.91)

「エントリー、エギジットには現場の状況に応じたテクニックを使うこと」

HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 14 .C.3)

「個々の能力、障害等の条件、及び風いている、波がある、濁っている、ボートダイビングであるなどそのダイビングポイントの地形、海況などを考慮し、最良の方法で、必要ならばアシストを受けながら、安全にエントリー、エギジットできる。」

これは、個々の受講生がこの基準を達成するために必要と思われるアシストを、インストラクターは積極的に行ってよいという意識を与えたものであり、これによって基準は満足に達成できるものになる。

b. HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 10 .C.9)

「スノーケル呼吸およびレギュレーター呼吸をしながら、水面で仰向けになり、再びうつ伏せに戻る事ができる。」

こういった基準は他のどの団体の基準にも存在しえないものである。しかし、運動障害を持ったダイバーの多くにとっては非常に重要なスキルである。なぜなら、多くの場合傷害者にとっては水面から顔を上げたままの状態を保つことは不可能だからである。あるレベルでの脊髄損傷ならびにその他の種類の運動機能障害を持つ者にとっては、体を返してうつ伏せの状態になるというスキルは、他のダイビングスキルと同様に重要なものである。

c. 潜降

NAUI SKILL PERFORMANCE OBJECTIVE. (7 .D.#5, Page2.20 (Jan.91))

「肺のトリミング及び B C D コントロールをしながら、なるべく手を使わずにフィートファースト潜降し、体内外空間の圧平衡を行う。」

HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION (Pg 10 .C.16)

「コントロール潜降ができ、いつでも水中で停止しホバリングができる。」

N A U I の基準では、潜降時の速度コントロールを規定しているが、H S A はさらに進んで、受講生は、潜降速度をコントロールした上でさらに常時水中で自由に停止したり、ホバリングできなければならないとしている。運動機能の障害者はフィンや手を使って潜降をコントロールすることが不可能であるので、このスキルも非常に重要である。コントロールされていない潜降は非常に大変なことであり、あまつさえ危険である。我々は、運動機能障害者の講習に当っては、彼等の潜降速度をコントロールする能力を常に把握しておきたい。

d. マスクなし水面遊泳

NAUI SKILL PERFORMANCE OBJECTIVE. (7 .D.#8, Page2.20 (Jan.91))

「スキューバ呼吸しながらマスクに水を入れ、クリアする動作を繰り返す。」

HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 10 .C.23)

「水中で完全にマスクをはずし、再び装着してクリアできる。」

「スキューバ呼吸で、最低45m、鼻をつままずにマスクなしで水中を泳ぐ。」

運動障害、視覚障害、手指の障害のために、長時間マスクなしの状態に対処しなければいけないという状況におかれる可能性がある。ゆえにそういった状況でも呼吸をコントロールし、問題を解決し、マスクなしでも水中で行動できることがセーフティダイビングには肝要になってくるのである。

e . 緊急スイミングアセント

NAUI SKILL PERFORMANCE OBJECTIVE. (7 .D.#12, Page2.20 (Jan.91))

「コントロールされた緊急スイミングアセントを落ち着いて行うことができる。全ての器材を装着したままで、レギュレーターを口にくわえたまま、できるだけ通常に近い浮上速度で行う。おおよそ5から8mの深度から、NAUI・O/W1スキューバダイバーインストラクターガイドに従って行うこと。」

HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 11 .C.28)

「エアー切れシュミレーションとして、コントロールされた緊急スイミングアセントを行う。浮上速度毎分9mで、全てのスキューバ器材をつけたまま、レギュレーターのセカンドステージは口にくわえたままで、水面まで息を吐き続けながら浮上することができる。水面に達したらBCDにオーラル給気する。少なくとも水深2.5m、オープンウォーターでは6~9mのところから行うこと。」

水面でのオーラルインフレーションもまた運動障害を持つダイバーにとって非常に重要なスキルである。我々健常者は、潜降や浮上、あるいは水面での緊急時に、BCDを使用するかわりにフィンワークを使用していることを忘れがちである。インストラクターは受講生に対して、各々の障害のタイプに応じた別の方法を用意するべきであり、このことこそこれらの基準が意図するところである。

f . ポジティブ・ボイアント・アセント

HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 11 .C.39)

障害を持ったダイバーにとっては重要な緊急手順である。たとえば、エアー切れの緊急事態に際して浮上を開始することは、運動障害を持ったダイバーにとっては不可能である。また、脊髄損傷のダイバーについては、脚や体躯の感覚が欠損しているために、気が付かないうちにウエイトベルトがはずれてしまい、予期しないポジティブ・ボイアント・アセントをせざるを得ないことがある。このスキルは非常に複雑かつ、危険性をはらんだ手順であるため、レクチャーで教えるだけでなく、スキューバインストラクターによる水中でのトレーニングが必要である。このスキルの安全なトレーニングと実行に関する重要な手順は次の通りである。

- 1 . ベルトを体からはなす。タンクブーツに引っかからないように気を付ける。
- 2 . スキューバ器材は装着したまま、必要なら呼吸してもよい。
- 3 . インストラクターは常に講習生に触れているようにし、必要なら講習生の浮上速度を遅くしたり、止めたりすることができるようにしておく。
- 4 . BCDを排気し、体を大きく広げて浮上速度を遅くする。
- 5 . 水面まで常に息を吐き続けること。
- 6 . 水面での安全を確保するため顔を上にした状態で浮上する。

4 . 5回のダイビングが認定には要求される。そのうち1本はスキンドайビングで代替できる。

これらの認定基準にあるスキルは、快適にかつ、十分な熟達レベルに達するまで繰り返してトレーニングしなければならない。5本の認定ダイビングのうち1本をスキンドайビングで代替する場合には、スキンドайビングのスキルをトレーニングしなければならない。5本のダイビング全てがスキューバダイビングの場合には、スキンドайビングのスキルについては、必修項目に挙がっているもの以外は省

略して構わない。(HSAインストラクターズマニュアル、7ページ参照)

5. マルチレベル認定、いかに機能しているか？

- a. マルチレベル認定の目的とは、実技講習に基づき、インストラクターに様々な種類の身体障害を持つそれぞれの講習生に対して認定を行う方法を提供することであり、これは「免除コース基準」のシステムを採用することで達成される。インストラクターマニュアルの認定基準の一覧には、レベルB免除基準については[B]、レベルC免除基準には[C] という記号で識別してある。レベルBもしくはレベルCの認定には、これらの基準については満たす必要はない。
- b. 特殊認定実技:[S P R]
[B]または[C]と識別された基準の中には、完全に免除されるものではないものがある。それは、むしろ特別な認定方法が可能とされるものであり、自分1人の力ではなく、介助をうけることによって、達成できるならば良しとされるものである。ほとんどのレベル[C]免除基準は介助を伴うことによって達成しなければならぬものである。だからこそレベルCのバディーのうち1人は、最低レスキューダイバーであるか、できればHSAが訓練したダイブバディーであるか、ダイブマスターあるいはインストラクターであることが要求されるのである。
- c. 次のレベルBおよびレベルC免除基準の例は、マルチレベル認定プログラムの目的を理解する上での一助となるだろう。

レベルBダイバーは、ストレス下の他のダイバーを救助するということに関するスキル以外の全ての基準について合格したものである。彼等はレベルA以上の2人のダイブバディーとダイビングすべきものとして認定される。

例：

• HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 9 .B.19)

「疲労ダイバーの曳航。オーラルでバディーのBCDに吸気し、常にアイコンタクトをとりながら曳航する。」

このスキルについてはその判断基準ははっきりできるが、次のスキルに関しては必ずしもそうとはいえない。

• HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 8 .B.9)

「バディーシステム。水面ではバディーと3m以内の距離を保ち、バディーが潜水中はその動きを追い適切な距離を保つことができる。」

この基準は、視覚障害者、聴覚障害者、及び運動機能障害者について影響が考えられる。水中では、視覚障害のダイバーはバディーに何か問題が起こってもそれを認知することはできないだろうし、水面でもバディーが助けを呼んでいるのは聞こえても、どこにいるのか特定するのは困難なことであると思われる。水中で、聴覚障害を持つダイバーは、視覚によるコンタクトで通常のバディーシステムを維持できるだろうが、水面でも彼等は視覚によるコンタクトを維持する必要があり、これは普通の状態とはいえない。水面での視覚によるコンタクトは特に重要になる。水中で運動機能障害のダイバーはバランスや中性浮力を維持し、水中遊泳するのもにも困難なものであり、バディーシステムを維持することも困難であるといえる。

聴覚障害者のダイブバディーになった場合、自身がトラブルに陥っても気付かれないままで放置されることがある。以下の例はある聴覚障害者を担当し、認定したインストラクターに聞いた話である。

「ボートダイビングが終わって彼はバディーと浮上した。全員興奮していた。ボート上の人々も何や

ら叫び手を振っていた。そこで彼は手を振り返した。彼のバディーは彼の背後でトラブっていたのだ。彼はどんなに驚いたことだろう。彼は自分のバディーが助けを呼ぶ声も聞こえず、彼に振り返るようにと叫ぶ狂ったような船上の人々の声さえも聞こえなかったのだ。彼のバディーは溺れていた。インストラクターはそんなことが起こるとは考えてもいなかったのだ、それは自分の責任だと思っている」

レベルCダイバーは、安全にスキューバダイビングを楽しむためのスキルに関する基準については十分に熟練したが、多くの介助を必要とし、セルフレスキューや潜降浮上、およびスキューバでの潜泳についてのスキルについては達成できなかったものである。

例：

・ HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 8 .B.6)

「水面でBCDにオーラル給気する。」

これはバディーダイバーがこの操作をやってあげなければいけないことを意味する。ゆえにそのバディーたるダイバーは水中で人を扱うことに慣れていなければならない。

・ HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 10 .C.16)

「コントロール潜降ができ、いつでも水中で停止しホパリングができる。」

バディーたるダイバーは自らの浮力のみならず、自分のバディーの浮力をも同時に調整できなければならない。これは特別な技術を要する。

・ HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 10 .C.21)

「水面及び水中で、肩越しからレギュレーターをリカバリーする。」

バディーたるダイバーは水中で、相手を慌てさせることなくレギュレーターを口からはずし、再び口に戻し、レギュレーターがクリアされたことを確認することを要求される。

・ HANDICAPPED SUCUBA ASSOCIATION. (Pg 10 .C.23)

「水中で完全にマスクをはずし、再び装着してクリアできる。」

このスキルを自分で行えない者に対しては、バディーがマスクをはずしてあげたり、つけ直してあげたり、クリアさせるためにマスクの上部を押さえてあげるなどの操作を介助することが要求される。こういった種類の介助は、通常のオープンウォーターダイバーに対しても要求されるスキルであるといえるだろう。

だからこそレベルCのダイバーは2人のバディーとの潜水が絶対条件であり、そのうち1人は、ダイバーレスキューの訓練を受けたものでなければならず、もう1人がレベルA、もしくはそれ以上のレベルが要求されるゆえんである。

6. マルチレベル認定の適用

HSAの認定基準は通常の認定基準と比較すると、明らかでかつ微妙な違いがある。自分の所属する団体の認定基準と照らし合わせ、比較検討してほしい。マルチレベル認定に至っては、通常の認定よりもかなり複雑である。しかし一度その方法を理解してしまえばそう難しいものでもない。以下に挙げたいいくつかの問題は、マルチレベル認定の過程を理解する上での一助となるものである。

あなたが、3名の講習生をトレーニングしたとする。3名ともオープンウォーターでの5本の認定ダイビングを終了している。彼等は以下に挙げた通りの認定基準に関して合格することができなかった

が、はたしてどのレベルに認定されるのが適当か？

受講生 1 : レベル _____ . B . 9 , 1 2 , 2 1 ;
. C . 1 4 , 1 8 , 4 0 , 4 1 ;
. B . 9 , 1 2 ; . C . 1 0 , 1 3 ;

受講生 2 : レベル _____ . B . 1 0 , 1 9 , 2 1 ;
. C . 2 6 (与える側で) , 4 0 , 4 1 ;
. C . 2 1 (与える側で) ;

受講生 3 : レベル _____ . B . 1 2 , 1 4 ;
. C . 1 9 , 2 2 , 2 7 (与える側で) ;
. B . 9 ; . C . 9 , 2 1 (与える側で) ;

7 . コンファインド及びオープンウォーターにおけるトレーニングプランの基本単位

コンファインドにおけるトレーニングは、一回の水中でのトレーニングが2時間になるように構成すること。オープンウォーターにおいてはそれぞれのトレーニングが一本のダイビングに収まるように構成する。それぞれのトレーニングにおける活動は、番号指定されたH S A実技認定基準のうち一つまたは複数のスキルと互いに関連性を持たせて構成すること。

このシステムによって、インストラクターは受講生の技術の進歩を常に確認することができ、トレーニング中いつでもその認定レベルを簡単に決定することができる。また受講生があるレベルの認定にあたって問題になっているスキルをただちにチェックでき、インストラクターと受講生はその問題に徹底的に取り組むことができるのである。

(H S Aインストラクターマニュアル2 1 ページ以降を参照のこと)

8 . サインオフ :

トレーニングを終了し、認定を受けたスキューバダイバーは、自然環境及びバディーに対して、あるいは自分自身に対しての責任が生じる。一度認定してしまえば、インストラクターとして常に彼等と潜水活動を共にできるとは限らないのである。インストラクターは責任あるスキューバダイバーになれるように彼等をトレーニングしたことに自信を持ち、独り立ちさせるべきである。これこそが本来の意味でのH S AレベルA、レベルB、もしくはレベルCスキューバダイバーなのである。そこで、我々の講習生がスキューバダイバー及びバディーダイバーとしての責任を完全に理解できたことを保証するものとして、H S Aは2種類のサインを必要とする書類を用意している。

a . セーフティダイビングのためのガイドライン :

(H S Aインストラクターマニュアル、4 7 ページ)

全ての講習生が熟読し、理解した後サインしなければならない。

b . ベーシック・オープンウォーター・スキューバダイバー・マルチレベル認定同意書

(H S Aインストラクターマニュアル、5 0 ページ)

全ての講習生が熟読し、理解した後サインしなければならない。

これらの書類は7年間、受講生記録とともに保管しなければならない。

9. 認定手順：

- a. 認定手順は、H S Aインストラクターマニュアル45ページ。
- b. 認定申請書は、H S Aインストラクターマニュアル46ページ。
- c. 身体障害に関する自己申告書は、H S Aインストラクターマニュアル17ページ。
- d. 3cm×3cmの写真を2枚送る。
- e. 登録料を送る。

10. アドバンスド・オープンウォーター・スキューバダイバー認定要件：

認定要件：

- ・レベルA、レベルB、またはレベルCオープンウォータースキューバダイバーの認定を受けていること。

注意：

- ・レスキューに関するスキルが認定基準に含まれない指導団体によって認定されているダイバーは、たとえ健常者でもレベルBとする。
- ・トレーニングにかかわるダイビングを除いて、最低20本のオープンウォーターでのダイビングを経験していること。

認定のためのトレーニングについての要件：

- ・(オプション) 国際的に認められた指導団体のアドバンスドスキューバコースに合格すること
- ・(必要条件) H S Aインストラクターの管理下で、次の条件を含む合計5本のスキューバダイビングを行うこと。
 - 1) 26～30mのディープダイビング
 - 2) ナイトダイビング
 - 3) ウォールダイビング(シュミレーションでも可)
 - 4) ナビゲーション(ナイトダイビングでやってもよい)
 - 5) 海洋生物同定を目的とするダイビング(最低6種類の海棲動物、魚、甲殻類、環状動物等を同定し、1種の海洋植物を同定する。)
- ・ダイビングの記録は全て認定申請書に記載すること。

認定登録：

- ・インストラクターマニュアル46ページの認定申請書を使用する。アドバンスドオープンウォーターのボックスをチェックし、トレーニングに係るダイビングを全て記録し、更に、アドバンスドスキューバダイバーとしての認定がふさわしいものであることを証明するコメントと、補助資料を添えて提出すること。例えば、「メアリーは、珊瑚礁、冷水、ケルプ、及びウォールダイブなど様々な条件での50本のオープンウォーターでのダイビング経験を有する。ダイビングログのコピーを付しておくので参照されたい」などといった具合である。
- ・認定申請書にもれなく記入する。右上の欄に登録番号を記入することも忘れずに。
- ・認定申請書を2枚の写真と登録料を添えてH S A日本支部に送付する。
- ・H S A日本支部は特に要求のない限り、担当インストラクターに受講生のCカード並びにディプロマを一括送付する。

11. オープンウォーター・ダイブバディ認定要件

この特別な認定コースは、オープンウォータースキューバダイバー以上で、身体障害についてもっと深い知識と理解を求めるダイバーのために設定されたものである。このコースでは、障害とは何であるのか、またその障害がどのようにその人に作用するのか、そして、幅広い種類にわたった障害のダイバーと共に旅行し、スキューバダイビングを行うに当たって安全で効果的な介助の方法を学ぶものである。認定の要件は以下のとおりである。

- a . 国際的に認められた指導団体によって、オープンウォーターダイバーもしくはそれ以上に認定されていること。
- b . ダイブバディコース開催以前の2年間に最低36本のスキューバダイビングの経験を有していること。
- c . H S A 実技認定基準のうち、以下の基準について合格していること。
 - . B . 19 , 20 , 21 ; . C . 40 , 41 ;
 - . B . 16 , 17 , 18 ; . C . 31
- d . 認定のためのトレーニングについての要件 : オープンウォーターダイブバディ・コース基準を受講し合格すること。
- e . 認定登録 : インストラクターマニュアル、基準と認定手順の51ページにあるダイブバディ用認定申請書にもれなく記入する。
- f . セーフティダイビングのためのガイドライン(インストラクターマニュアル、基準と認定手順の47ページを参照)を3部作成し、受講生はこれを熟読し、理解したうえで、そのうち2部にサインし、一部をインストラクターが保管し、一部はH S A本部に送付し、サインしていない残りの一部を本人が保管する。
- g . H S A 日本支部に次の書類を送付する。
 - 1) 認定申請書
 - 2) H S A セーフティダイビングのためのガイドライン
 - 3) 3 c m × 3 c m の写真2枚
 - 4) 36本のダイビング経験を証明する書類(ログブックのコピーなど)
 - 5) 登録料
- h . オープンウォーターダイブバディは毎年更新しなければならない。更新にあたってはH S A 日本支部に次の資料を送付すること。
 - 1) メンバーシップ更新申請書(H S A インストラクターマニュアル、基準と認定手順の68ページ)
 - 2) 過去12ヵ月以内の12本のダイビング経験を証明する書類
 - 3) メンバーシップ更新料